（案）

胎内消防署
新 庁 舎 整 備 基 本 計 画

令和8年　　月

新発田地域広域事務組合

目　　次

1 基本計画策定の趣旨

1-1 はじめに
1-2 課題の整理と胎内消防署新庁舎のあり方
（1）胎内消防署と黒川出張所の現状と課題
（2）胎内消防署庁舎移転と建て替えの必要性
（3）胎内消防署新庁舎のあり方
（4）胎内消防署新庁舎建設の基本的考え方
（5）胎内消防署新庁舎に必要な機能

2 整備に係る基本要件

2-1 整備計画
基本方針
（1）災害に強く持続可能な庁舎
（2）地域住民に開かれた庁舎
（3）人と地球にやさしい庁舎
（4）機能的経済的な庁舎
2-2 組織体系
2-3 配置職員
2-4 配置予定車両
2-5 関係法令

3 基本計画

3-1 建設予定地
（1）位置
（2）建設予定地と周辺環境
（3）敷地概要
3-2 配置計画
（1）敷地ゾーニング
（2）庁舎ゾーニング
3-3 構成施設配置
3-4 胎内消防署新庁舎計画
（1）胎内消防署庁舎棟
（2）構造計画

（3）設備計画
3-5　訓練施設計画
（1）屋外訓練場
3－6　付帯施設計画
（1）来庁者等駐車場・駐輪場
（2）その他の施設
3－7　その他留意事項
3－8　概算事業費
3－9　事業スケジュール

基本計画策定の趣旨

1－1 はじめに

当新発田地域広域事務組合を含む全国の地方公共団体では、過去に建設された大量の公共施設等が更新の時期を迎えている。その一方で、各団体の財政は厳しい状況であると同時に、少子高齢化を迎え人口減少社会へと向かっている。

このことから、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで、財政負担を軽減しつつ施設の最適な管理を実現することが必要となっている。

このため、当組合においても、国の指針に基づき、組合の各種共同処理施設の最適な配置と管理を実現するため、平成 28 年に「新発田地域広域共同処理施設総合管理計画」を策定し、組合施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に進めることで構成市町の財政負担の軽減と平準化に努めている。

この「胎内消防署新庁舎整備基本計画」は、経年により施設・設備ともに老朽化が進み更新時期を迎えている胎内消防署と黒川出張所を統合し更新整備するための必要な諸条件の整理を行ったものであり、署所の統合に当たっては、当地域の将来を見据え、財政負担の軽減に寄与することはもちろんのこと、当組合が担う消防防災業務を一層効率的・効果的に推進することで住民サービスの向上に努めることを目的としている。

1-2 課題の整理と胎内消防署新庁舎のあり方

(1)胎内消防署と黒川出張所の現状と課題

(ア)庁舎に関する現状と課題

消防庁舎は、あらゆる災害に対して最後の砦となるために、耐震性だけではなく風水害にも強くなければならない。現胎内消防署は、昭和 50 年に竣工し耐震性が確保されていないため、平成 25 年に耐震工事を実施したが、施設の老朽化が進んでおり、雨漏りや外壁のヒビ割れや落下等の不具合が発生している。また、敷地訓練スペースが不足している状況である。黒川出張所は、昭和 48 年に竣工し、53年経過しており、建物及び設備機器の老朽化と耐震性の不足が懸念されている。また、車両の大型化や資機材の増加に加え、消防力強化のため令和7年度から4名体制としており、建物そのものが手狭となっていることから、職場環境や衛生面が課題となっている。

(イ)人に関する現状と課題

胎内消防署に来庁する人は、多くの人が車を利用しているが、来庁者駐車スペースが狭いこと、加えて駐車場から庁舎までの動線が胎内市役所職員や市役所に訪れる市民等の車両通行の共用部分になっており、安全面やノーマライゼーションと、ユニバーサルデザインの観点から課題がある。

消防署に勤務する職員は、24 時間勤務の交替制勤務の職員であり、勤務の性格上、消防署が職員にとって長い時間生活する場所となり、消防活動をスムーズに行うためには、

職員の働きやすい環境整備が必要である。また、消防では平成 15 年度から女性職員を採用し、現在8名が活躍しているが、現胎内消防署は、女性向けの設備が整っておらず、改修等を行い、女性仮眠室兼更衣室を設けたが根本的な課題解消には至っていない。

このほか、消防署に勤務する職員は、業務上、衛生面や感染症に対する安全が確保されることが必要であるが、現状では十分な対策が無く、汚染された服や身体を洗浄する施設や感染症対策を考えた仮眠室の整備等、環境の整備が必要である。

（ウ）組織に関する現状と課題

昭和 47 年の常備消防発足以来、火災、救助、救急、さらには、予防と消防業務も時代とともに大きく変化してきた。団塊の世代の大量退職期はひとまず落ち着いてきたものの、ベテラン職員から若手職員への知識と技術の伝承が大きな課題であり、強固なチームワークの育成や、ベテラン職員が培った知識と技術を伝えるための屋外訓練スペースの整備が必要である。また、ともに災害防御活動に当たる「胎内市」「胎内市消防団」「胎内消防署」の三者間の連携を更に強化することが大切である。

（2）胎内消防署庁舎移転と建て替えの必要性

現庁舎が有するこれらの課題を「庁舎に関する現状と課題」、「人に関する現状と課題」、「組織に関する現状と課題」の面から検討したが、現庁舎を改修することによって対応することは極めて困難であり、新たに胎内消防署と黒川出張所を統合した新庁舎を建設することが効果的である。

（3）胎内消防署新庁舎のあり方

（ア）災害活動の拠点

消防は、火災・地震その他の災害に対し常にその持っている能力を傾注して災害防御活動にあたり、地域住民の生命と財産を守ることを本文としている。この全能力を発揮するため、人員と車両等資機材の効率的運用と統制のとれた災害活動が欠かせない。

また、十分にその機能を発揮するためには、インフラ等が破壊された事態にあっても災害活動拠点として機能することがもとめられる。活動を維持するため、インフラを補完する施設や設備を備えなければならない。

胎内消防署は、市内のあらゆる災害に対して活動の中心的役割を果たす災害活動拠点として機能することによって、地域住民からの負託に応えることが求められる。

（イ）訓練活動の拠点

消防は、その持っている知識と技術によって資機材を運用し、災害から地域住民を守ることが使命である。今日、消防車両等の資機材は目覚ましく発達してきたが、操作する人間が確かな知識と技術によって運用しなければ、力を発揮することはできない。発揮するためには、それらを操る人間の知識と技術を磨かなければならない。

そのために、火災防御の基本である放水訓練、機関取扱い訓練、救助訓練ができる敷地等、消防車両等を運用するための訓練場所を確保しなければならない。

（ウ）地域住民啓発の拠点

あらかじめ地域住民に防災知識や非常時の行動について啓発しておくことが、結果的に最大の防災対策になる。胎内消防署で誰でも気軽に受講できる環境を整備し、定期的に火災予防や救急などの講習会を開催することにより、地域住民の防災知識と技術が向上して災害に対して強いまちと人を育てることが、安心と安全のまちづくりには欠かせない。また、併せて掲示コーナーを設置し、来庁した地域住民に対して、参考となる広報や各種統計等、災害情報をわかりやすく情報発信することで、消防業務への理解や防災知識について、有効な啓発方法となる。

（4）胎内消防署新庁舎建設の基本的考え方

（ア）災害に強く持続可能な庁舎

・災害に強い庁舎・・・・・・・地震や台風などの自然災害に強い庁舎
・持続可能な庁舎・・・・・・・電気やガス、水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる庁舎
・頼れる庁舎・・・・・・・・・・・災害時に必要な資機材、スペース等の確保

（イ）地域住民に開かれた庁舎

・来庁者にやさしい庁舎・・ユニバーサルデザイン、駐車場と駐輪場を整備

（ウ）人と地球にやさしい庁舎

・人にやさしい庁舎・・・・・・訪れる人と働く人の双方にやさしい庁舎
・地球にやさしい庁舎・・・・省エネルギー機器の採用による地球環境への配慮

（エ）機能的経済的な庁舎

・機能的な庁舎・・・・・・・・・適切な庁舎配置により、出動動線の最適化
・経済的な庁舎・・・・・・・・・省エネルギー機器の採用による維持管理コストの低減

（5）胎内消防署新庁舎に必要な機能

（ア）災害活動拠点

a 方面指揮本部

大規模地震、台風、水害等の自然災害等により、胎内市に災害対策本部が設置された場合、胎内消防署に方面指揮本部を設置し、適切な連携により迅速・的確に災害対応に当たる。

b 消防車庫

消防車庫は、胎内消防署の車両と黒川出張所の救急車を収容できるものであること。

大型車の出動に支障がない道路に面し、前面には車両展開や点検をするためのスペースを設ける。車庫内は、消防車両が地震等の揺れでぶつかることがない離隔距離を取り、また将来の車両規格の拡大にも柔軟に対応できるスペースを確保する。

c 出動体制

迅速な消防活動を行うため、消防車両の出動に際して、外来者の車両と交差しない動線を確保するとともに、庁舎内においても、出動する消防隊員等と来庁者の動線を整理する。また、隊員が素早く出動態勢をとれるように事務所等の配置に留意し、出動準備室や救急・救助資機材格納庫等の付帯施設等を最適な位置に設ける。

このほか、消防署員が日常的に使用する仮眠室等エリアにあっては、男性、女性の隊員が 24 時間勤務していることを踏まえ衛生面はもとよりプライバシーにも十分留意する。

d バックアップ機能

消防活動をバックアップするため、空気ボンベ充てん施設、その他を整備する。

（イ）訓練活動拠点

a 消防訓練

ホース延長訓練や放水訓練、機関取扱訓練ができる広さを確保する。

b 救助訓練

消防職員の救助技術の錬磨を図るため、各種救助資器材取扱訓練ができる広さを確保し、安全・確実・迅速な救助隊の活動能力の強化と災害現場における二次災害の発生防止を図る。

c 救急訓練

救急隊員の知識と技術の向上を図るため、救急資機材の取扱い訓練のみならず、交通事故等の各種災害等における救急隊と救助隊・消防隊間の連携訓練が行える訓練場を整備し救命率の向上を図る。

d その他

隊員の体力強化を図るためトレーニング室を整備する。

（ウ）地域住民啓発拠点

a 会議室

平常時は、地域住民啓発施設として研修や各種講習会を行うことから、収容人員50人以上とし、可変間仕切機能付とすることで、スペースを有効活用する。各種講習会に対応するため、プロジェクター、スクリーン、音響設備、通信機器等を設置する。

b 掲示コーナー

広報や各種統計掲示し、防災知識の向上、普及啓発を図る。

（エ）その他

大地震や台風などのいかなる自然災害にも耐えられる安全性を確保する。

2　整備に係る基本要件

2-1 整備計画

基本方針

(1)災害に強く持続可能な庁舎

(2)地域住民に開かれた庁舎

(3)人と地球にやさしい庁舎

(4)機能的経済的な庁舎

(1)災害に強く持続可能な庁舎

〇災害に強い庁舎・・・・・・地震や台風などの自然災害に強い庁舎

耐震性・・・・・・・・・・・・・震災時、庁舎の構造体のみならず、建物内部の壁や什器等の被害を最小限にとどめ、消防活動拠点機能をどのような場合でも維持、継続できる構造を検討する。

耐水性・・・・・・・・・・・・・浸水等により消防活動拠点としての機能が損なわれない位置、構造、設備配置とする。

〇持続可能な庁舎・・・・・・電気やガス、水道などの社会的インフラが破壊されても機能できる庁舎

電気・・・・・・・・・・・・・・・発電機の設置により電源を確保し通信機器及び災害活動の滞りが生じない設備とする。

ガス・・・・・・・・・・・・・・・LPG ガス等を使用し、常時容量を確保し、インフラ停止等においても使用できる設備とする。

水・・・・・・・・・・・・・・・・・受水槽、非常用井戸、雨水槽の設置により生活用水、消防車両積載用水の確保をする。

燃料・・・・・・・・・・・・・・・危険物保管庫の整備により、緊急車両等、発電機の燃料を確保する。

※ 外部からの供給が断たれた場合でも3日間の設備、装備運用が可能な施設を目指す。

停電に備えた自家発電設備、浸水の危険のある場所では、設備の水没を回避するため、2階以上に設置されることが望ましい。

〇頼れる庁舎・・・・・・・・・・・災害時に必要な資機材、スペース等の確保

車庫等を活用することで消防資機材等を備蓄することができる。消防機関では災害に備えて、一定の資器材を保持しておくことが必要である。	非常参集した職員の仮眠スペースとして、会議室等を予め仮眠室に転用できるよう、パーテーションを設置する。

（2）地域住民に開かれた庁舎

〇来庁者にやさしい庁舎・・・・ユニバーサルデザイン、駐車場と駐輪場を整備

ユニバーサルデザイン・・・・通路、階段、トイレ等にユニバーサルデザインを採用し来庁者にやさしい庁舎を目指す。

外来者用駐車場・・・・・・・・・身障者用駐車スペース及び来庁者駐車場を確保し災害出場時の動線を配慮した進入経路、設置位置とする。

〇親しみやすい庁舎・・・・・・・・訪れた地域住民がわかりやすい庁舎配置

庁舎レイアウト・・・・・・・・・・来庁者がスムーズに目的の部署に導かれるような部屋の配置とする。

案内板・掲示板・・・・・・・・・・必要な情報が来庁者に伝わる案内板・掲示板を設置する。

（3）人と地球にやさしい庁舎

〇人にやさしい庁舎・・・・・・・・訪れる人と働く人の双方にやさしい庁舎

来庁する地域住民と勤務する職員がともに使用する施設としてデザイン、職員の生活空間としてのプライバシーの確保、感染防止を考慮した設計を目指す。

出動内容を確認するための出動準備室など、良好な消防サービスを提供するための施設整備が必要である。	消防職員の感染症対策やプライバシーを確保するため仮眠室は個室化が求められる。また、女性職員の当直勤務のため女性用仮眠室や関連設備の整備が必要である。

（4）機能的経済的な庁舎

〇機能的な庁舎・・・・・・・適切な庁舎配置により、出動動線の最適化を図る。

動線の区別化・・・・・・出動時車両動線、庁舎内出場隊員動線と来庁者歩行動線の区別化を図る。

〇経済的な庁舎・・・・・・・省エネルギー設計により維持管理コストの低減を図る

構造・・・・・・・・・・・・・・熱遮断ガラス、屋上、壁断熱の採用等、構造自体の省エネルギー設計を図る。

空調・・・・・・・・・・・・・・省エネルギー型エアコン等の採用、自然換気の有効利用を考慮した設計を図る。

照明・・・・・・・・・・・・・・LED 照明、個別スイッチ、人感センサー付照明を採用、また自然光を積極的に取り入れた設計により維持管理コストの低減を図る。

庁舎の遮熱性能を高めるため、熱遮断ガラスの多様や写真のような屋上緑化等の方法があげられる。	人感センサー付器具の採用による省エネルギー化を図る。

2-2 組織体系

胎内消防署新庁舎は胎内消防署と黒川出張所を統合し、胎内市の消防活動拠点として機能する、胎内消防署が利用する。

組織体系に基づいた、適切な配置構成が必要となる。

2-3 配置職員

現在の胎内消防署に配置されている職員数は以下のとおりである。

胎内消防署	
署長	1
職員	33(11)
合計	34(11)
※ (　)内数値は、1 日あたりの当直職員 ※ 上記職員数は、令和12年度運用開始時の見込み人員数である。 ※ 職員数は、今後機構改革等により変更となる場合がある。	

2-4 配置予定車両

胎内消防署新庁舎に配置を想定する車両は、現在の胎内消防署に配置されている車両に黒川出張所の救急車を合わせた以下の車両のとおりとする。

【単位:cm】

胎内消防署				
No	車 両 名	長さ	幅	高さ
1	胎内指揮1	523	188	245
2	胎内タンク1	591	192	285
3	胎内化学1	720	233	310
4	胎内高所1	742	233	307
5	胎内救助1	745	230	317
6	胎内救急1	565	189	249
7	胎内救急2(旧黒川救急1)	564	190	251
8	胎内消防6	469	173	205
計8台				

2-5 関係法令

敷地及び新庁舎整備においては、関係する法令、要綱、基準、制度等について遵守するものとする。特に留意すべきものは以下のとおりとする。

・都市計画法

・道路法

・文化財保護法

・新潟県景観計画

・新潟県屋外広告物条例及び同施行規則

・建築基準法及び関係法令

・新潟県建築基準条例

・消防法

・新発田地域広域事務組合火災予防条例

・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

・エネルギーの使用の合理化に関する法律

・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律

・温暖化対策推進法

・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

・電波法

・水質汚濁防止法

・騒音規制法

・振動規制法

3 基本計画

３－１　建設予定地

(1)位置

胎内市新和町

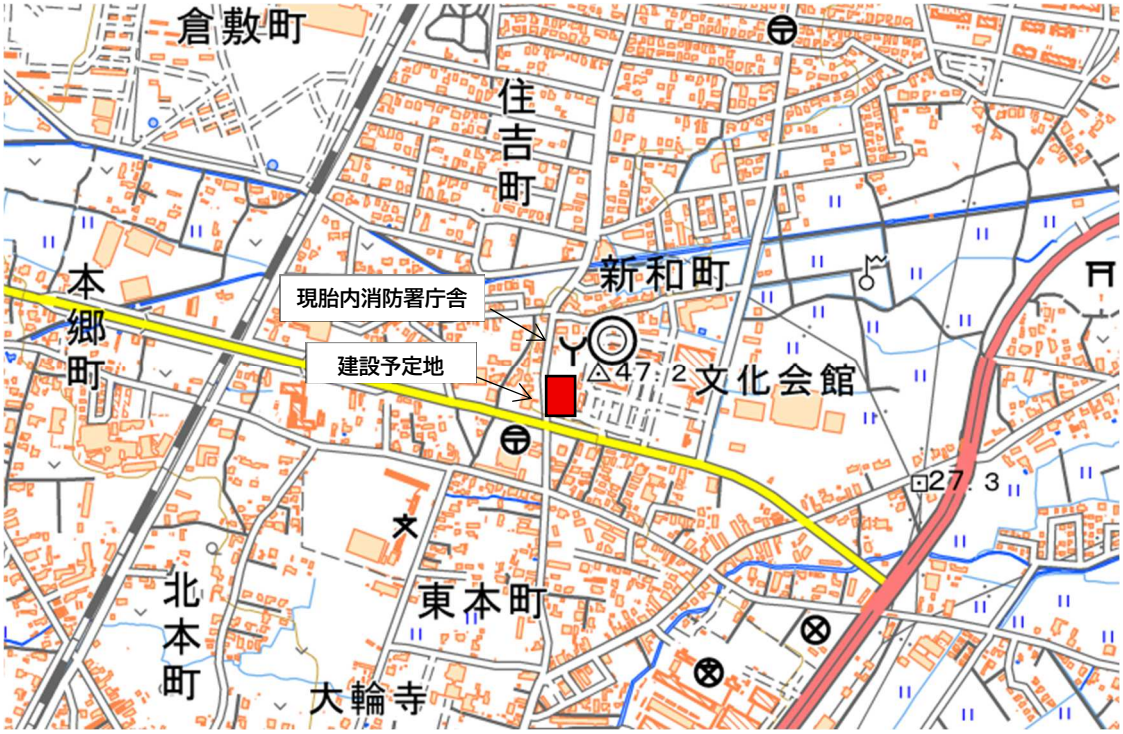

(2)建設予定地と周辺環境

建設予定地は、現在の胎内市上下水道課庁舎部分であり、第一種住居地域になっている。

進入道路については、幹線道路である県道中条乙線や、国道７号、日東道からのアクセスも良い。

建設予定地の選定には次の要件を検討した。

①市有地であること。

②市街地に隣接し交通アクセスの良い場所であること。

③面積が 4,000 ㎡から 7,000 ㎡であること。

(3)敷地概要

敷地面積、用途指定等は次のとおり。

・敷地面積　　約 4,090 ㎡

・用途地域　　第一種住居地域

・建ぺい率　　60%

・容積率　　200%

・防火地域　　指定なし

・浸水想定区域　　非該当

・その他　　埋蔵文化財包蔵なし

3－2　配置計画

新庁舎の規模、構成、ゾーニングは、以下の内容で構成する。

・敷地面積　　約 4,090 ㎡
・庁舎面積　　1,400 ㎡程度
・付属建物　　ホース乾燥棟他

(1)敷地ゾーニング

敷地のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し施設配置及び接道等周辺環境との整合性を図る必要がある。

・緊急車両と来庁者車両の動線を極力離し、交錯しないようにする。
・緊急車両の出動動線は、速やかに出動できるようにする。
・緊急車両の出動動線が、震災などにより通行不能となった際に、代替となる動線の確保を検討する。
・来庁者用駐車場・駐輪場は庁舎玄関にできる限り近接する。
・玄関アプローチの人車分離を明確にする。

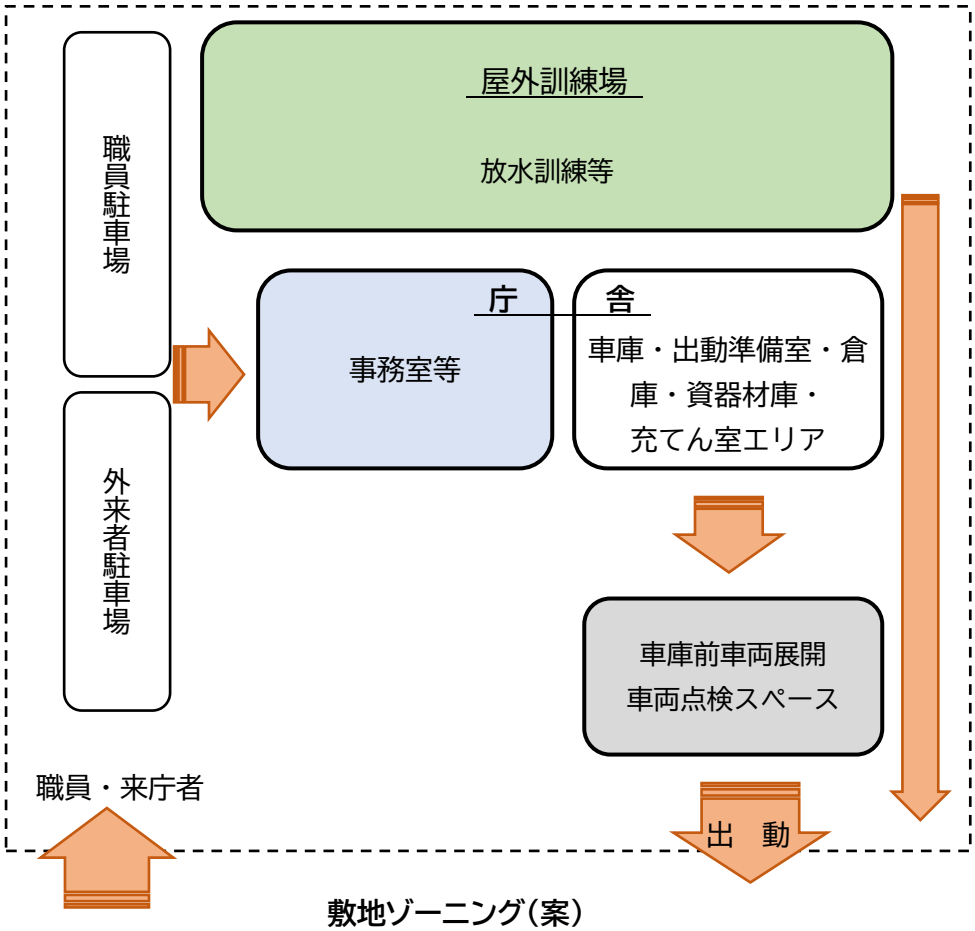

敷地ゾーニング(案)

(2)庁舎ゾーニング

庁舎のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し、来庁者、平時の職員、緊急時の職員が互いに行動を妨げないように整合を図る必要がある。

・来庁者の動線は、職員の動線に妨げられることなく、できる限り短距離で目的の諸室に到着できるようにする。

・職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができるよう、主として職員の利用を想定した廊下・階段を検討する。

・緊急時の職員の動線は、出動するにあたっては事務室、仮眠室又は訓練場から速やかに出動できるようにする。

・緊急時の職員の動線は、来庁者の動線を避けるようにする。また、帰署するにあたっては、救急車等感染防止の処置が必要な部隊と、その他の部隊の動線を分けて行動できるようにする。

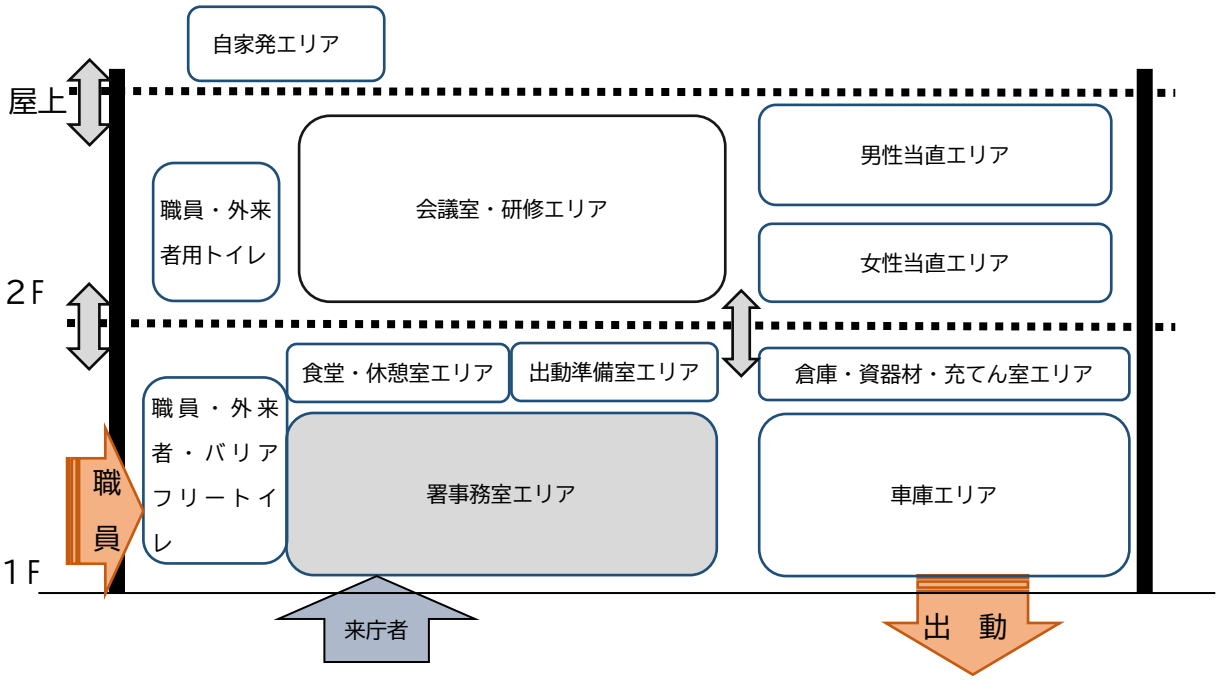

庁舎ゾーニング（案）

3－3 構成施設計画

区　分		諸　室　等
庁舎	胎内消防署	消防署事務室、出動準備室、食堂・厨房・休憩室、男性仮眠室、男性浴室・脱衣所、洗面所、トレーニング室、女性用スペース（仮眠室、脱衣室、洗濯室、浴室）、職員トイレ（男）、職員トイレ（女）、洗濯室
	車庫	車庫、洗濯・乾燥室、ボンベ充てん・保管室、消防資機材庫、救急資器材室、救助資機材庫、車両関係資機材庫、危険物保管庫
	共有部	エントランスホール（展示コーナー）、職員用出入口、会議室兼研修室、給湯室、男性トイレ、女性トイレ、バリアフリートイレ、電気室他
訓練施設	屋外訓練場	
付帯施設	来庁者用等駐車場・駐輪場、消雪設備、懸垂幕装置、案内・掲示板、ごみ置き場（シュレッダーゴミ含む）、井戸、職員駐車場	

３－４ 胎内消防署新庁舎計画

(1)胎内消防署庁舎棟

庁舎棟の車庫以外の部分については、胎内消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づくものとする。

(ア)胎内消防署

諸室名称	用途など
消防署事務室	・消防署職員の執務室及び来庁者対応用として使用する。 ・事務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とする。 ・来庁者の受付を設ける。 ・事務室はレイアウト変更が容易にできるよう、OA フロアとする。
会議室	・来庁者との相談、協議等を行う。 ・Web 会議用の LAN コンセント等を設置する。 ・6 名程度を想定する。
出動準備室	・着装室を設け、防火衣収納ロッカーを設置する。 ・着装時における隊員相互の接触を避けるため、広い着装スペースを確保する。 ・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置する。 ・出動時防火衣を着装するスペース、防火衣収納庫及び出場指令書の受信設備を備える。 ・着装中の隊員も指令番地の確認ができるよう大型モニターを設ける。
食堂・厨房	・署の職員15名程度の食堂及び調理室として使用する。
休憩室	・食堂に付属する。 ・労働安全衛生規則に基づく職員の休養スペースとして使用する。 ・非常災害時及び増強警備等により増隊した消防隊や救急隊等の仮眠室としても利用する。
男性職員用トイレ	・人感センサー付照明とする。 ・防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なように計画する。 ・職員用と来庁者用を分離する。

女性職員用トイレ	・人感センサー付照明とする。 ・防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なように計画する。 ・職員用と来庁者用を分離する。
諸室名称	用途など
男性職員用 仮眠室	・消防隊員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。 ・原則として、個室とする。 ・仮眠室は階段室に近接させ出動動線に配慮する。 ・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用する。 ・壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを使用する。 ・車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする。 ・扉は、開閉時に音がしないものを採用する。 ・通路部分の照明は、人感センサーによるオート照明とする。 ・個室部分には上部照明とは別に、足元センサーによるオート照明を付帯すること。
男性職員用 浴室・脱衣室	・消防活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用する。 ・消防活動後すぐに入浴できるよう、できるだけ車庫に近接して設け、消防活動による汚れを庁舎内に持ち込まないよう配慮する。 ・3室程度のシャワーユニットを設置する。
洗面所	・仮眠室付近の廊下などに設置する。 ・洗濯機を設置する
トレーニング室	・雨天、夜間時の消防訓練及び職員の体力錬成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用する。 ・訓練により容易に破損しない内部構造とするとともに、弾力性かつ安全性が確保されていること。
女性職員用スペース	・女性消防職員用のスペースとして使用する。 ・プライバシー保護のため、女性用施設を 1 か所にまとめて整備する。 ・仮眠室兼更衣室、洗濯室、浴室、脱衣室、洗面所を設ける。

(イ)車庫

庁舎棟の車庫部分については、胎内消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づくものとする。

諸室名称	用途など
車 庫	・緊急車両を保管する場所として使用する。 ・車庫の高さは、梁下で 5m以上確保する。 ・消防車両と内壁面間には、出動動線を確保する。 ・地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり破壊されることのないよう十分な間隙を確保する。 ※ 地震動による車庫の壁・柱及び他の車両との衝突防止並びに出動時の活動空間確保を考慮し、車両と柱・壁間及び車両相互間隔を 1.5m、車両後部と柱・壁間 3.0m、大型車両の車両幅を 2.5m 以上、車両長最大8m とする。 ・緊急車両の位置を明確にするため床面に区画線(白線)を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に廃棄できる構造又は装置を設置する。 ・車庫扉は常時閉鎖でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとする。 ・車両出入り口にシャッター等を設ける。 ・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・災害対応用資器材収納スペースを設ける。 ・車両積載品の交換等、作業用スペースを設ける。 ・車庫前面には、出動時の動線(車路)利用の他、車両展開、点検、洗車スペース等を設ける。 ・防火衣用洗濯機・乾燥機を設ける。
洗濯・乾燥室	・消防活動等により汚れた防火衣、衣類、資器材(潜水用スーツ等)をすぐに洗濯できるように、車庫及びシャワー室エリアに近接して設ける。 ・洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、室全体を乾燥室として使用できる構造とする。
ボンベ充填・保管室	・消防隊が災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ボンベを充填するための高圧ガス充てん施設を整備する。 ・空気充填室を区画して設置する。 ・空気呼吸器用ボンベ、救急用酸素ボンベ等の保管庫として使用する。

諸室名称	用途など
消防資機材庫	・消防活動用資機材及びホース等を保管するスペースとして使用する。 ・緊急車両車庫に隣接させ、資器材の出し入れが容易に行える開口を設ける。 ・物品保管用に強固な構造の棚を設ける。 ・備品搬出入の際、車両が近づける位置に設ける。 ・各壁面に棚を設置する。重量物を保管するため強度を十分とる。 ・換気設備等を設ける。
救急滅菌資器材室	・救急資器材の管理収納室として使用する。 ・天井を張り、換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とする。 ・薬剤を保管するための鍵付きの保管棚を設ける。
救助資機材庫	・救助出動時に必要な資機材保管庫として使用する。 ・出動時必要に応じて車両積載できるよう、車庫に近接設置する。 ・潜水用スーツ、化学防護服等はハンガーにて保管できるような設備を設置する。
車両関係資器材庫	・予備タイヤや洗浄ブラシ等の保管等車両関係資器材庫として使用する。 ・車両 8 台分のタイヤ保管用のラックを設ける。
危険物保管庫	・車両の予備燃料、潤滑剤、整備用油脂、チェーンソー・エンジンカッター等の燃料保管庫として使用する。

車庫に収容する車両は、に次のとおり計画する。

所 属	種類	台数	車 両 名
胎内消防署	指揮車	1	胎内指揮1
	タンク車	1	胎内タンク1
	高所作業車	1	胎内高所1
	化学車	1	胎内化学1
	救助工作車	1	胎内救助1
	救急車	2	胎内救急1
			胎内救急 2
	広報・査察車	1	胎内消防 6

（ウ）共有部

諸室名称	用途など
エントランスホール （展示コーナー）	・庁舎の入口及び展示コーナーとして使用する。 ・エントランス、通路部分を活用する。 ・来庁者、住民への広報用品を展示する。 ・風除室を設ける。
職員用出入り口	・来庁者との動線区別のため、職員の出入り口として使用する。 ・風除室を設ける。
会議室兼研修室	・会議及び研修等に使用する。 ・署の各種行事、研修、住民の講習等に使用する。 ・可動間仕切りにより、屋内訓練場としても使用するほか、大災害発生時に非常参集した職員の仮眠スペースとしても使用する。 ・会議用いす・机等の備品を収納できる倉庫を配置する。
給湯室	・事務室に近接設置する。
男性トイレ	・各階配置する。 ・人感センサー付照明とする。
女性トイレ	・各階配置する。 ・人感センサー付照明とする。
バリアフリートイレ	・1階に配置する。 ・バリアフリートイレ（オストメイト・ベッド他）を設ける。 ・バリアフリートイレに呼出用押しボタンを設け、事務室又は指令端末室の複合防災盤に組込まれたトイレ呼出受信機に警報表示を行う。
電気室	・庁舎の受電盤、変電設備の設置場所として使用する。
共有部分	・廊下、階段、玄関等、手すりを設け、人感センサー付照明を検討する。 ・ポンプ、ボイラー室など必要に応じて設置を検討する。

(2)構造計画

(ア)構造体の耐震性能

新庁舎は大地震時に構造体を守るだけでなく、建物内部の間仕切り、設備、収容物の被害を最小限にとどめ、大地震直後から消防活動拠点として事業継続していくための十分な機能維持が求められる。

従って、地域の防災拠点となる胎内消防署は、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じⅠ類の耐震安全性の目標を設定すべきと考えられる。

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は 1.5)
	Ⅱ 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。(重要度係数は 1.25)
	Ⅲ 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。(重要度係数は 1.0)

(イ)構造形式の検討

・新庁舎における構造形式としては、耐震構造、免震構造、制振構造が想定され、いずれの方式においても「構造体」の耐震安全性目標Ⅰ類は確保できる。

・構造の選択については、消防活動拠点としての事業継続性などを総合的に判断し、設計段階において具体的で詳細な条件のもとに最適な構造形式を決定することとする。

【構造形式の概要】

	工 法	メリット	デメリット
耐震構造	建物の構造が地震に耐えるような強度に造られており、地震で生じる揺れに耐えられるように設計された構造	・現在の建物は耐震構造で設計されているため免震又は制震構造と比べるとコストは安い ・維持管理が容易で維持コストは安い	・地震の度に耐震強度が低下することがあり得る ・壁の破損や什器の転倒が多いため二次災害は避けられない

免震構造	建物と地盤との間に免震層を造り、地震の揺れを免震装置で吸収し、建物上部への地震エネルギーの伝わりを抑えることで、建物に直接伝えないようにした構造	・揺れの強さを 1/3～1/5 軽減できる ・壁の破損や什器の転倒が少ないため二次災害も避けられる	・耐震構造と比べ 5%～10%割高となる ・定期点検等の維持コストが高くなる ・基礎を強固にする必要があり割高となる ・軟弱地盤などでは免震装置の設置が困難な場合がある
制震構造	建物の内部に制震装置を組み込み、エネルギーを吸収する構造	・免震構造と比べると割安 ・建物内の揺れを軽減することができるため、二次災害も軽減できる ・耐震部分の負担を軽減できるため耐震を上回る性能が得られる	・耐震構造と比べると割高となる ・壁の破損や什器の転倒を軽減するが、免震ほどの効果は期待できない

(ウ)非構造部材の性能

新庁舎は大地震動後も消防活動拠点として、災害応急対策活動を円滑に行ううえで支障となる非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が求められる。

従って、地域の防災拠点となる胎内消防署は、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じA類の耐震安全性の目標を設定すべきと考えられる。

【官庁施設の総合耐震・対津波計画基準】

部 位	分 類	耐震安全性の目標
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。

（3）設備計画

・各設備の耐震安全性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、甲類とする。
・平常時及び非常時においても、ライフラインの確保により、施設の継続使用が可能な計画とする。
・24 時間体制での施設使用となるため、照明・空調・換気設備等に関する計画に当たっては、良好な室内環境を確保できるよう配慮する。
・省エネルギー対策として、高効率の機器の採用や自然エネルギーの活用等を検討する。また、センサー類の利用による省電力に努めるほか、適切な熱源方式・空調方式の選択、エコケーブルの採用等による環境負荷の低減に配慮する。
・設備機器の選定については、エネルギー効率が高く汎用性のある機器を採用する等、ライフサイクルコストに配慮した計画とする。
・PS、EPS等の配置は、更新性や拡張性に配慮した計画とする。
・このほか、周辺環境には十分配慮し整備を行う。

（ア）電気設備計画

a 受変電設備

・受変電設備は、水害の影響を受けにくい建物上層階へ設置を検討する。
・商用電力の信頼性向上のために本線・予備線の引き込み方式を検討する。

b 発電機設備

・非常用発電機設備は、水害の影響を受けにくい建物上層階への設置を検討する。
・非常用発電機設備は、通信指令装置、PC、電話、FAX、照明等、災害対応に必要な機器に加えて、機能維持する上で必要な機器に対する電力を供給できる容量とする。
・燃料備蓄容量は 3 日分程度を想定しますが、今後の設計とあわせて整理する。
・太陽光発電設備の設置を検討し、非常時の電源としての利用も検討する。

c 電灯設備

・各室の照度は、JIS 照度基準に準ずる。
・スイッチ類は室毎に単独で設置し、夜間の緊急出動に迅速に対応するため、共用部はフル2線式のリモコンスイッチによる集中制御とする。
・建築基準法に則り、必要箇所に非常用照明器具を設置する。
・省エネルギー対策としてLED照明、初期照度補正、昼光利用制御及び人感センサー等による照明制御の導入を検討する。

d 通信設備

・通信回線は、負荷分散や冗長構成により安定性を確保する。

e 情報表示設備

・各部屋に電気時計を検討する。
・消防署事務室には災害活動情報表示板を設置する。

f 映像音響設備

・会議室等にマイク・プロジェクターから構成される映像音響設備を設置する。

g 放送設備
・停電時においても緊急放送が可能となるよう、非常電源内蔵型アンプとする。
・館内や屋外など地区別放送が可能なシステムを計画する。
・周囲への配慮のため、各スピーカーの音量調整が可能なもとする。
h インターホン設備
・出入口にインターホンの設置を検討する。
i テレビ共同受信設備
・屋上に地上デジタルアンテナを計画する。
j 防犯入退室設備
・防犯、安全管理等の観点から、建物内外におけるセキュリティの確保（電気錠、監視カメラ設備等）について設置する。
k 緊急出動灯設備
・緊急出動時に交通事故防止のための注意喚起設備を設置する。
・広報等にも利用できるものとする。
l 避雷設備
・落雷による電気設備への被害を避ける高速避雷機を設置する。
m 火災報知設備
・消防法に則り、受信機・感知器等を設置する。

（イ）機械設備
a 空気調和設備
・各室の機能、規模に応じた最適な空調方式を選定するとともに、自然エネルギーの利用等による環境負荷低減を検討する。
b 換気設備
・各室の機能、規模に応じた最適な換気方式を選定するとともに、室間のエアバランスに留意する。
・可能な限り自然通風を行えるように計画し、中間期等における省エネルギー対策を検討する。
c 自動制御設備
・空気調和設備、給排水衛生設備の適正な運転及び維持管理ができるよう計画する。
d 給水設備
・受水槽等は災害時の備蓄を考慮し、緊急遮断弁を設置する。
・平常時及び非常時において、水質の汚染を防止するよう計画する。
・トイレ洗浄水等への雨水利用を検討する。
e 給湯設備
・給湯必要箇所に、利用勝手に配慮したシステムで供給する。
f 衛生器具設備
・平常時及び非常時における機能維持とメンテナンス費削減等のため、節水型の器具を採用する。

・バリアフリートイレなど来庁者が利用する部分は、利用者のニーズに適合した器具を選定する。

g 排水通気設備

・建物内の排水方式は、汚水・雑排水分流式とし、公共下水道に接続する。
必要に応じて、桝等の新設を検討する。

・洗車排水は、ガソリントラップで処理した後に公共下水道に接続する。

・災害時の機能継続のため、緊急時排水槽の設置を検討する。

h 排気ガス排出設備

・消防車両のアイドリングの排気ガスを屋外に排出する設備を設置する。

3－5 訓練施設計画

(1)屋外訓練場

・消防活動の基本であるホース延長訓練、機関取扱い訓練、放水訓練ができるスペースを確保する。

・照明設備を設け、夜間訓練も可能とする。

3－6 付帯施設計画

(1)ホース乾燥設備

・ホースリフター付きのホース乾燥設備とする。

(2)職員駐車場

・職員数(当直職員数において)以上の台数とし、当直職員交替時並びに災害招集時(訓練含む)の台数を配慮した計画とする。

(3)来庁者等駐車場・駐輪場

来庁者駐車場及び駐輪場は、施設利用者の利便性を考え敷地及び建物形状から施設運営上支障のない台数とする。

・来庁者駐車場及び駐輪場は、庁舎玄関付近に計画する。

・緊急車両の動線に配慮し、安全性に配慮する。

・駐輪場(バイク、自転車)を設置する。

・施設見学等のバスによる来庁にも対応できるものとする。

(4)その他の施設

(ア)消雪設備

・緊急車両及び来庁者車両等の車両動線、消防車両展開・点検スペース、来庁者等駐車場及び職員駐車場は、消雪設備を計画する。

(イ)懸垂幕装置

・防火防災広報用に利用する。

(ウ)案内・掲示板

・出入口に案内及び掲示板を設置する。

（エ）ごみ置場

・内部でごみ分別し収納ができる大きさとする。

・分別の区分は可燃ごみ、不燃ごみ、廃プラスチック、シュレッダーダスト、感染性廃棄物、その他廃棄物とする。

（オ）井戸

・非常時の生活用水、消火用水と常時の訓練用水に利用する。

・消雪設備と兼用する。

３－７　その他留意事項

・敷地内及び庁舎内において出動時に来庁者と職員の接触・衝突事故等の防止に十分配慮したスペースの確保と動線区分に配慮する。

・災害出動の動線上のドアは、出動に際して支障とならないようレバーハンドル付外開き又はスライド形式など、常に内外部が確認できる対策を行う。

・出会い頭の事故を避けるため、要所にミラーなどの対策を検討する。

・廊下及び階段等は、出動時の職員の動線に配慮した効率的かつ余裕のある計画とする。

・折り返し階段の踊り場には、転回補助用の円柱を設けるなど、出動時の迅速な行動を可能にする対策を検討する。

・来庁者の行動範囲を明確にするため、来庁者利用のパブリックスペースと職員のみが使用する当直スペースを明確に区分する。（壁や床面塗装の色分けなど）

・ユニバーサルデザインを基本とし、親しみやすく安心感を与える庁舎とする。

・環境負荷を少なくするため省エネルギー対策に配慮する。

・ペアガラスや雨水及び再生水等の利用を検討する。

・フロア案内及び室名サインなどを適切に設置する。

・事務室レイアウトは来庁者に背を向けないよう配慮する。

・解放感に満ちた雰囲気が出せるよう方位や窓等の取り方に配慮する。

３－８　概算事業費

新庁舎整備に係る総事業費は以下のとおりとする。

総事業費	うち建設工事費 （解体工事費を除く）
1,841 百万円	1,542 百万円

3－9 事業スケジュール

新庁舎整備に係る年度ごとの事業スケジュールは以下のとおりとする。

R8	R9	R10	R11	R12
地質調査 用地測量 基本設計 （造成設計含む）	実施設計	建設工事 工事管理	建設工事 工事管理 解体設計 指令設備	解体工事